

つくばみらい市 市民協働実施計画



つくばみらい市

令和4年3月

<目次>

第1章 市民協働実施計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の実施期間	2
4. 目指す市民協働の姿	2
5. 市民協働を推進するために	3
第2章 協働のまちづくりを推進するための取組項目	4
1. ひとづくり	4
2. しくみづくり	7
3. 推進体制づくり	10
4. 協働の体制の構築	13

第1章 市民協働実施計画の基本的な考え方

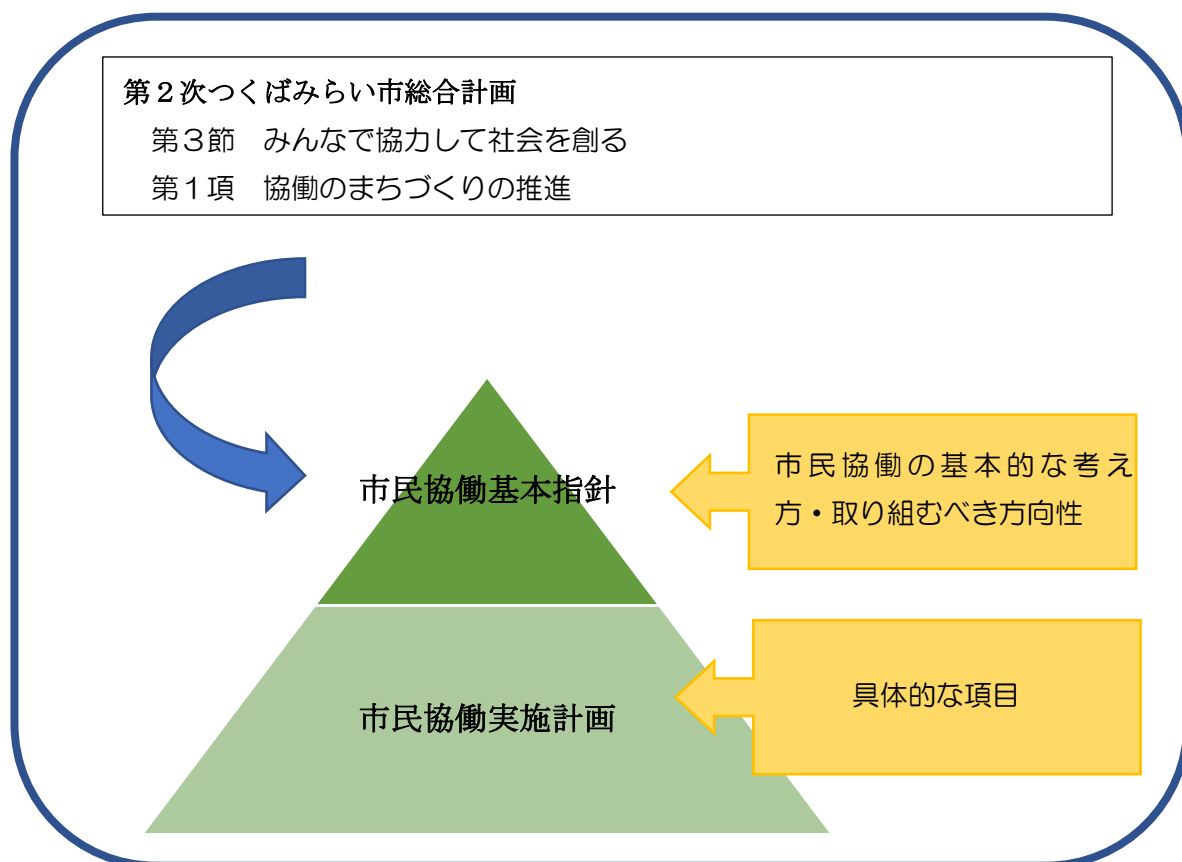
1. 計画策定の趣旨

本市においては、社会経済情勢の変化や住民ニーズの高度化及び多様化、市民の自主的かつ自発的な活動の活発化等を踏まえて、市民と行政のあり方や方向性を示し、各主体と共有することを目的として、平成31年3月に「つくばみらい市市民協働基本指針」を策定しました。

つくばみらい市市民協働実施計画は、「つくばみらい市市民協働基本指針」に基づき、その考え方を具体的かつ計画的に進めていくために策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、つくばみらい市の最上位計画である「第2次つくばみらい市総合計画」に掲げる「協働のまちづくりの推進」を進めるうえで、目指す市民協働の姿を明らかにした「つくばみらい市市民協働基本指針」により、具体的な取組項目を実施していくものです。



3. 計画の実施期間

本計画の実施期間は、令和4年度～令和6年度までの3年間とします。

なお、社会情勢や市民協働の推進状況等の変化により、必要に応じて内容の見直しを行うものとします。

4. 目指す市民協働の姿

本市は、首都近郊にあり、利便性と豊かな自然環境が調和した、暮らしやすいまちです。自然と人間の知恵が織りなすことで育まれてきた文化や歴史は、私たちの日々の生活の中に“思いやり”や“気づかい”として息づき、人にやさしく、人情味にもあふれたまちでもあります。

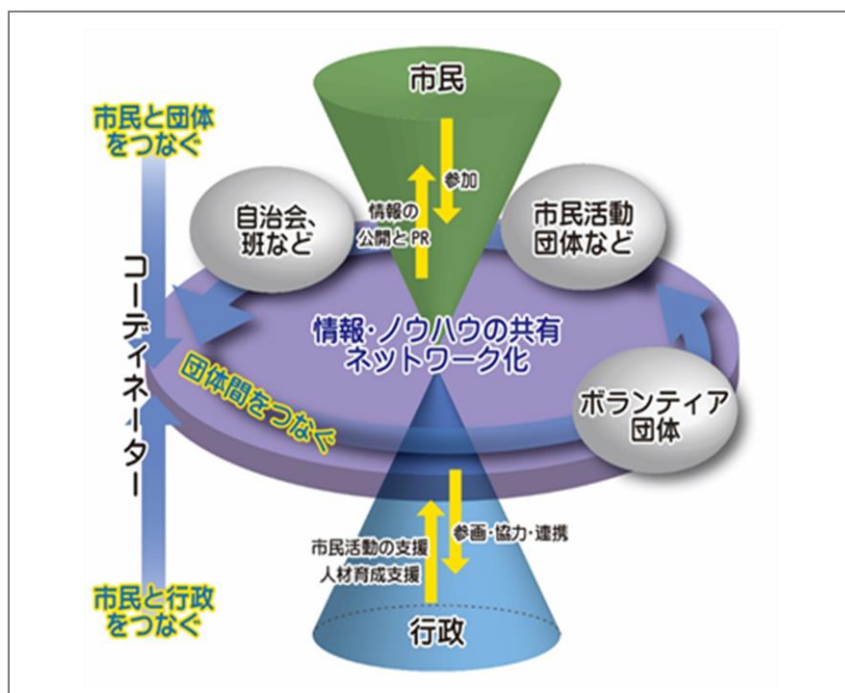
しかし、今日の社会変化のなかで、そうした本市のよさを将来的にわたって保ちつづけるためには、市民一人ひとりの努力が必要です。

私たちのまちをもっと住みやすく、安心して暮らせる場所とするため、そして子どもたちやその次の世代に誇れる郷土愛に満ちたまちとするためには、みんなが一緒になってまちづくりについて考え、行動すること、つまり市民と行政との協働が欠かせません。以上のことから、目指すべき“まち”の姿を実現するための市民協働の姿を現すテーマを次のように定めます。

【つくばみらい市市民協働基本指針ページ5 参照】

協力と連携がつなぐ

笑顔あふれる“みらい”都市



5. 市民協働を推進するために

市民協働を推進するためには、協働の主体となる「ひと」を育て、それらをつなぐ「しくみ」をつくり、推進する「体制」を整備充実させることが必要です。そのために、本計画では、「つくばみらい市市民協働基本指針」をもとに、次の4つの目標を掲げ、取組を実施します。

1. ひとづくり

- (1) 市民意識の醸成
- (2) 協働を推進するリーダー（先導者）や人材の育成
- (3) 協働に関わる活動への参加促進

2. しきみづくり

- (1) 情報提供・情報共有
- (2) 提案の場や機会
- (3) コーディネート機能

3. 推進体制 づくり

- (1) 地域活動団体が活動しやすい環境をつくる体制づくり
- (2) 企業や事業所が協働に参画できる体制づくり
- (3) 行政における推進体制の強化

4. 協働の 体制の構築

- (1) 連携・協力ネットワークの構築
- (2) 協働の評価

第2章 協働のまちづくりを推進するための取組項目

1. ひとづくり

目標指数	現状値 (R2)	目標値 (R6)
市民活動体験に参加した人数	11 人 (累計) (地域推進課実施事業参加人数)	50 人 (累計)

【市民協働基本指針】

(1) 市民意識の醸成

市民一人ひとりが自分の地域の産業や歴史や文化、地域が抱える課題などについて知る機会の拡充を図り、誇りと愛着を持つと同時に、まちづくりに対する関心を高めながら、主体性を持って地域活動に参加する市民意識の醸成を図ります。

また、地域に参加するということを通じて学ぶ、学びながら参加するという、参加と学びのスパイラル（好循環）を生み出すとともに、体験を通じて市民協働へと広がる機会の創出を図ります。

番号	取組項目
①	市民活動体験の実施
担当課	概要
地域推進課	「市民活動に興味がある」、「市民活動をはじめてみたい」と考えている市民を対象に、市民活動団体の協力を得て、市民活動を体験する機会を提供します。

番号	取組項目
②	市について知る機会の提供
担当課	概要
各課	市民が市政に関して知りたいことや聞きたいことなどについて、気軽に学べる出前講座などの機会を提供します。

【市民協働基本指針】

（２）協働を推進するリーダー（先導者）や人材の育成

市民協働の活動を発展させ連携できるリーダー（先導者）や人材を育成します。まちづくりに関する研修の開催や受講支援、他地域への視察などを積極的に行い、本市の地域活動を率先して動かす人材を育成します。

番号	取組項目
③	活動団体の運営スキル向上の講座の開催
担当課	概要
地域推進課	市民協働の活動を発展させ、団体活動を円滑に効率的かつ効果的に運営するためのスキルについて学ぶ講座を開催し、協働の主体の育成を図ります。

番号	取組項目
②再	市について知る機会の提供
担当課	概要
各課	市民が市政に関して知りたいことや聞きたいことなどについて、気軽に学べる出前講座などの機会を提供します。

【市民協働基本指針】

（３）協働に関わる活動への参加促進

協働に関わる活動を「いつ、どこで、どのように実施するか」について、さまざまな媒体や機会を活用しながら積極的に周知し、より多くの市民の活動への参加を促すとともに、同様の目的や課題を持つ各主体に対し、参加を積極的に呼びかけます。

また、参加するきっかけづくりや参加への不安を解消するための各種講座、セミナーなどを開催するなど、趣味や個人的関心から地域に関わることができる入口の多様化と柔軟な環境づくりを図ります。

番号	取組項目
④	誰もが参加しやすい地域活動などの実施
担当課	概要
各課	誰もが気軽に参加できるような活動や講座を企画・開催し、市民活動への参加に繋がるきっかけを多く提供します。

番号	取組項目
⑤	市民協働に関する情報の発信
担当課	概要
地域推進課	市民協働にかかわる様々な主体の相互理解を促すとともに、「協働」について分かりやすく周知するため、市民協働や市民活動団体の情報等を、適切な媒体を利用して発信します。

番号	取組項目
①再	市民活動体験の実施
担当課	概要
地域推進課	「市民活動に興味がある」、「市民活動をはじめてみたい」と考えている市民を対象に、市民活動団体の協力を得て、市民活動を体験する機会を提供します。

2. しくみづくり

目標指数	現状値 (R2)	目標値 (R6)
懇談会や団体交流会に 参加した人数	7人 (累計) (地域推進課実施事業参加人数)	100人 (累計)

【市民協働基本指針】

(1) 情報提供・情報共有

市民、地域活動団体、行政をはじめとする多様な主体がまちづくりの課題を共有し、一緒に取り組んでいくことができるよう、地域課題や市政の方向性、施策や事業の実施状況などについての積極的な情報提供及び情報公開を進めます。

番号	取組項目
⑥	パブリック・コメント制度の活用
担当課	概要
各課	パブリック・コメント制度の活用により、市の政策形成過程における透明性の向上と市民等の市政への参画促進を図ります。

番号	取組項目
⑦	審議会等の会議の公開
担当課	概要
各課	開かれた市政を推進する事を目的に、地方自治法の規定により設置された附属機関の審議会等の審議内容を明らかにします。

【市民協働基本指針】

（２）提案の場や機会

まちづくりに対する意見や提案を行うことができる機会を拡充し、企画から運営、評価にいたる各段階においてより多くの主体が参画し、多様な視点から提案できる場として（仮称）市民協働推進委員会等をつくります。そして提案に対し、その実現に向けた支援や連携・協力体制づくりを推進します。

番号	取組項目
⑧	市民協働推進委員会の開催
担当課	概要
地域推進課	協働のまちづくりを推進する中核的な組織として、市が事務局となり、各種団体及び組織の代表者を構成員とする「市民協働推進委員会」を開催し、協働の推進環境づくりや取組状況の評価、つくばみらい市市民協働基本指針の見直しなどを行います。

番号	取組項目
⑨	（仮称）協働のまちづくり懇談会の開催
担当課	概要
地域推進課	市民が気軽にまちづくりに関して提案ができる場として、「（仮称）協働のまちづくり懇談会」を開催します。

【市民協働基本指針】

(3) コーディネート機能

さまざまな立場の人たちが出会い、相互理解を深め、連携を模索できる場や機会をつくとともに、具現化への流れを確立します。そして、幅広いネットワークと調整能力を持つコーディネーターを育成します。

番号	取組項目
⑩	団体交流会の開催
担当課	概要
地域推進課	市民や活動団体相互の信頼関係の構築を目指し、多様な主体が参加するネットワークの組織化および参加促進を図るため、市民やさまざまな活動団体同士の交流の機会を提供します。

番号	取組項目
⑪	コーディネーターの育成
担当課	概要
地域推進課	協働に係る先進事例等の情報を収集するとともに、各活動団体とのコーディネート役を担えるような人材を育成するため、研修などに積極的に参加します。

3. 推進体制づくり

目標指数	現状値 (R2)	目標値 (R6)
市内で活動する 市民活動団体数	121 団体 (地域推進課調べ)	150 団体

【市民協働基本指針】

(1) 地域活動団体が活動しやすい環境をつくる体制づくり

- ・各主体の特長や強みを生かすことができる活動を常に模索し、他団体との交流や情報交換しながら、活動機会の拡充に取り組みます。
- ・活動機会の拡充にあたっては、協働のまちづくり活動を支援する拠点として「(仮称)市民協働まちづくりセンター」¹を設置します。
- ・人や団体とその活動をつなぐコーディネーターと活動を支える人材の育成や確保、安心で安全に活動できる環境及び活動資金を確保します。
- ・活動内容の周知や交流を図るなどして、活動の幅を広げられるよう工夫します。

番号	取組項目
⑫	活動情報の一元化及び発信
担当課	概要
地域推進課	協働の主体となる市民活動団体等の活動に関する情報を収集し、一元的に管理します。また、ホームページなどを活用し、情報発信に努めます。

番号	取組項目
⑬	市民活動補助制度の活用
担当課	概要
地域推進課	市内において、自主的に地域の絆を深めようとする活動や、市民相互の助け合いを増進する活動などのコミュニティ活動を行おうとする団体に対して、事業費の一部を補助します。

番号	取組項目
⑭	市民活動まちづくりセンターの管理・運営
担当課	概要
地域推進課	協働のまちづくりを支援する拠点として、市民協働に関する情報の提供や相談による支援などにより、市民活動団体が活動しやすい環境を提供します。

¹ 「市民活動まちづくりセンター」という名称により、令和3年8月24日に開所しました。

【市民協働基本指針】

（２）企業や事業所が協働に参画できる体制づくり

- ・企業や事業所が持つ機能や専門性を生かして、地域の発展や地域課題の解決に資する企業活動の拡充を促します。
- ・地域課題を共有するため、地域におけるさまざまな企業や事業所、各種団体などとのネットワークや話し合いの場を創出します。
- ・ボランティア活動への参加や協力を促す際は、地域活動に対する施設や設備などを貸し出すなどして、企業や事業所が協働に参画しやすい環境や体制をつくれます。

番号	取組項目
⑮	（仮称）地域コミュニティ協議会の発足
担当課	概要
地域推進課	地域課題を共有するため、地域におけるさまざまな企業や事業所、各種団体などとのネットワークや話し合いの場として、「（仮称）地域コミュニティ協議会」の設置を検討します。

番号	取組項目
⑯	コミュニティ活動備品の貸出
担当課	概要
地域推進課	地域コミュニティの活性化と市民の自主的な社会貢献活動を支援するため、活動備品の貸出しを行います。

【市民協働基本指針】

（３）行政における推進体制の強化

- ・地域推進課に市民協働推進の担当係を置くとともに、庁内の連携を強化し、地域資源や地域課題などについて共有を図るなど、協働のまちづくりを推進するための環境整備に取り組めます。
- ・庁内の各部署における施策や事業の実施にあたり、常に協働の視点から実施方法を検討及び評価し、市民や活動主体の理解と協力を得ながら推進します。
- ・協働に対する理解を深めるため、市職員は協働に関する研修や講習会などに積極的に参加します。
- ・地域の実情を知り、地域の声を聞き、地域との交流や連携を密にしながら、課題の解決に取り組むことで市と地域の連携体制の強化を図ります。

番号	取組項目
⑰	広聴事業の実施
担当課	概要
地域推進課	地域の声を聞き、課題の解決などに取り組むことができるよう、市が主体となり、さまざまな方法による広聴事業を実施します。

番号	取組項目
⑱	職員を対象とした市民協働研修の実施
担当課	概要
地域推進課	市民協働に関する基本的な知識を職員が身につけることができる研修を実施します。

番号	取組項目
⑲	協働事業実施への働きかけ
担当課	概要
地域推進課	協働事業に関する先進事例などについて、全庁的な周知を行い、協働事業実施へ働きかけます。

4. 協働の体制の構築

目標指数	現状値（R2）	目標値（R6）
NPO等との連携・ 協働事業数	40 事業 (地域推進課調べ)	50 事業

【市民協働基本指針】

（１）連携・協力ネットワークの構築

- ・市民や活動団体相互の信頼関係の構築を目指し、多様な主体が参加するネットワークの組織化および参加促進を図ります。
- ・市民やさまざまな活動団体同士の交流の輪を広げ、話し合う場として「（仮称）市民協働市民会議」を立ち上げます。
- ・協働のまちづくりを推進する中核的な組織として、市が事務局となり、各種団体及び組織の代表者を構成員とする「（仮称）市民協働推進委員会」を立ち上げ、協働の推進環境づくりや取組状況の評価、つくばみらい市市民協働基本指針の見直しなどを行います。

番号	取組項目
⑧再	市民協働推進委員会の開催
担当課	概要
地域推進課	協働のまちづくりを推進する中核的な組織として、市が事務局となり、各種団体及び組織の代表者を構成員とする「市民協働推進委員会」を開催し、協働の推進環境づくりや取組状況の評価、つくばみらい市市民協働基本指針の見直しなどを行います。

番号	取組項目
⑩再	団体交流会の開催
担当課	概要
地域推進課	市民や活動団体相互の信頼関係の構築を目指し、多様な主体が参加するネットワークの組織化および参加促進を図るため、市民やさまざまな活動団体同士の交流の機会を提供します。

【市民協働基本指針】

(2) 協働の評価

- ・つくばみらい市市民協働基本指針に基づき、各主体による協働の取組に関する点検及び評価を行います。
- ・市民協働の取り組みや制度の見直しを行い、着実に効果的な協働のまちづくりの推進を図ります。

番号	取組項目
②⑩	NPO等との連携・協働事業の取組に関する点検及び評価
担当課	概要
各課	NPO等との連携・協働事業の実施状況調査を定期的に実施し、その評価等を行います。

番号	取組項目
②⑪	市民協働の取り組みや制度の見直し
担当課	概要
地域推進課	つくばみらい市市民協働基本指針について、社会の変化等に応じ、適宜見直しを行います。

つくばみらい市市民協働実施計画

令和4年 3月

【発行】つくばみらい市市長公室地域推進課

〒300-2395 茨城県つくばみらい市福田 195 番地

TEL 0297-58-2111

ホームページ <https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>